

千葉県資源管理指針

平成23年 3月30日策定

平成24年12月17日改正

平成27年 2月26日改正

千葉県

目 次

	項
第1 千葉県海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方	
1 漁業概観	1
2 資源管理型漁業の実態	4
3 資源管理型漁業の推進	5
第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向	
【魚種別資源管理】	
1 アワビ	6
2 イセエビ	7
3 キンメダイ	8
4 サバ類	9
5 アナゴ類	10
6 ヒラメ	11
7 タコ類	12
8 クロマグロ	13
【漁業種類別資源管理】	
1 刺網漁業	14
2 定置網漁業	15
3 小型機船底びき網漁業	16
4 まき網漁業	17
5 船びき網漁業	18
6 はえなわ漁業	19
7 つり漁業	20
8 潜水器漁業	21
第3 その他	
(1) 履行確認について	22
(2) その他	22
(別紙) 資源管理措置の履行確認手段について	23

第1 千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業概観

千葉県は三方を海に囲まれ、海岸線延長は534kmに及んでおり、変化に富んだ漁場と、魚介類の種類が豊富なことから、多種多様な漁業が営まれている。

房総半島東部の銚子沖合には親潮と黒潮が交わる好漁場が形成され、まき網、底びき網、つりなど多種多様な漁業が営まれている。また、九十九里浜には広大な砂浜域が広がり、採貝、船びき網などの漁業が営まれている。

房総半島南部の夷隅から安房に至る外房域にかけては岩礁域が発達し、磯根漁業や定置網、つりなどの漁業が盛んに営まれている。

東京湾口の内房地区は比較的静穏な海域を有し、定置網、つりなどの漁業のほか、海面での魚類養殖も営まれている。

富津岬周辺から東京内湾にかけては、のり養殖や採貝に加え、底びき網や、中・小型まき網漁業などの漁船漁業も営まれている。

銚子・九十九里地区：銚子市～長生郡一宮町

外房地区：いすみ市～南房総市白浜地区

内房地区：館山市～富津市大佐和地区

東京湾地区：富津市下洲地区～浦安市

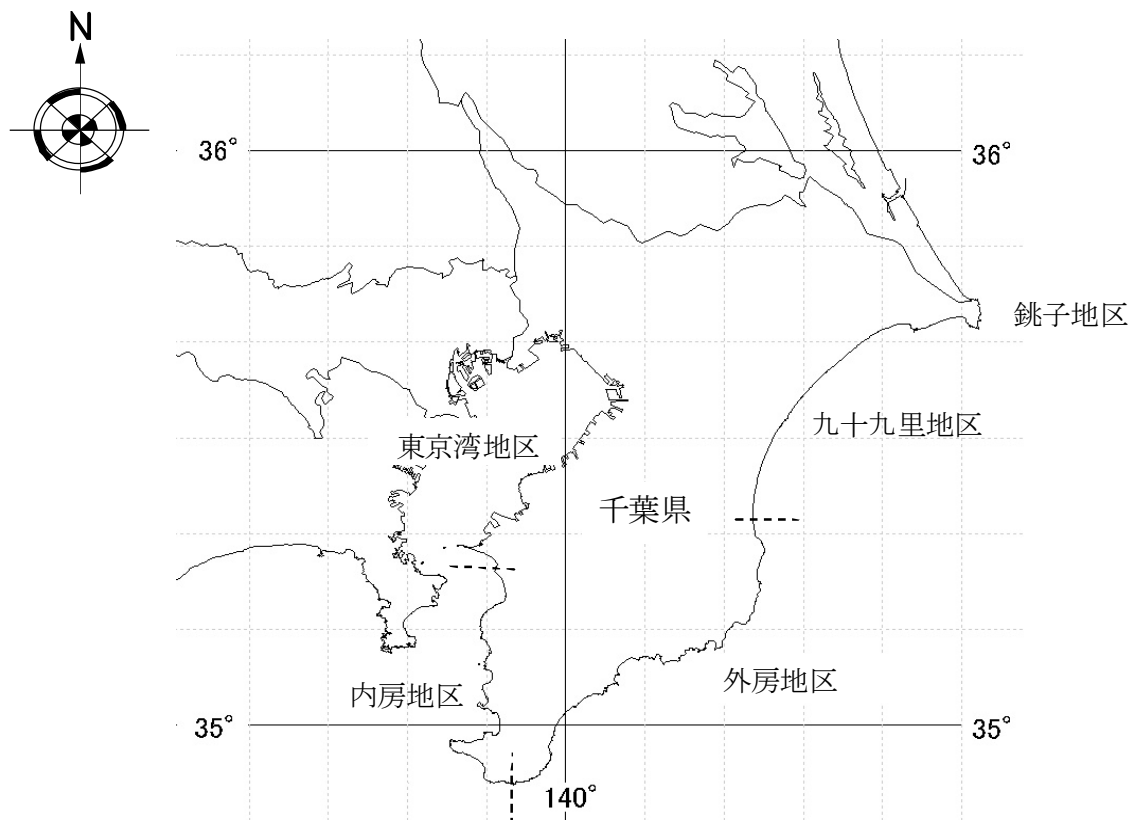


図1 千葉県の漁業地区

漁業生産については、平成 24 年の海面漁業の生産量は、約 15 万 8 千トン、生産額は、約 204 億 2 千万円である。

魚種別の生産量では、まいわし、かたくちいわし、まあじ、さば類、さんま、ぶり類、かつおの回遊性魚類で全体の約 85%を占めている。また、魚種別の生産金額では、まいわし、かたくちいわし、まあじ、さば類、さんま、ぶり類、かつおの回遊性魚類で全体の約 50%を占めており、残りがいせえび、あわび、その他となっている。

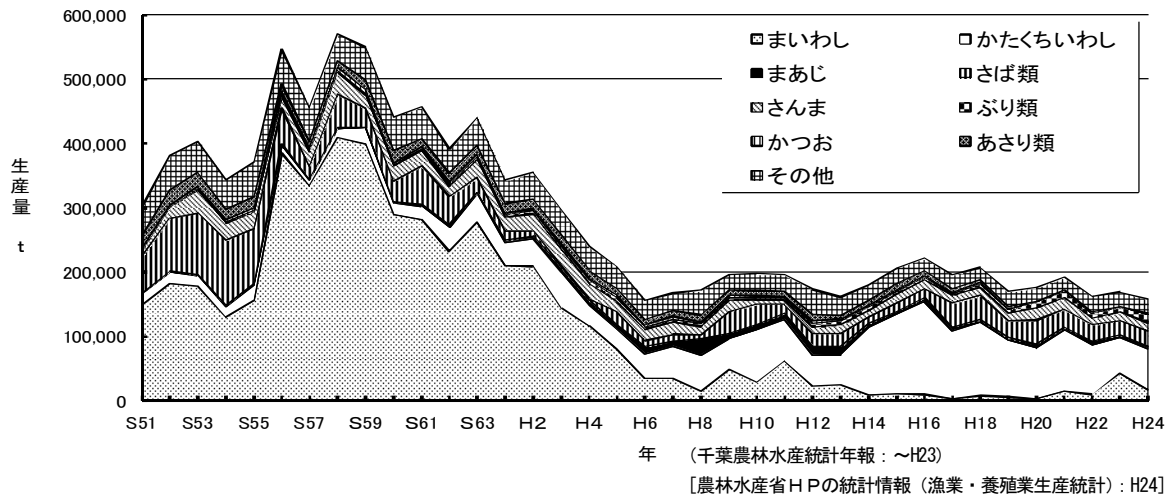


図2 主要魚種別生産量(属人)の推移

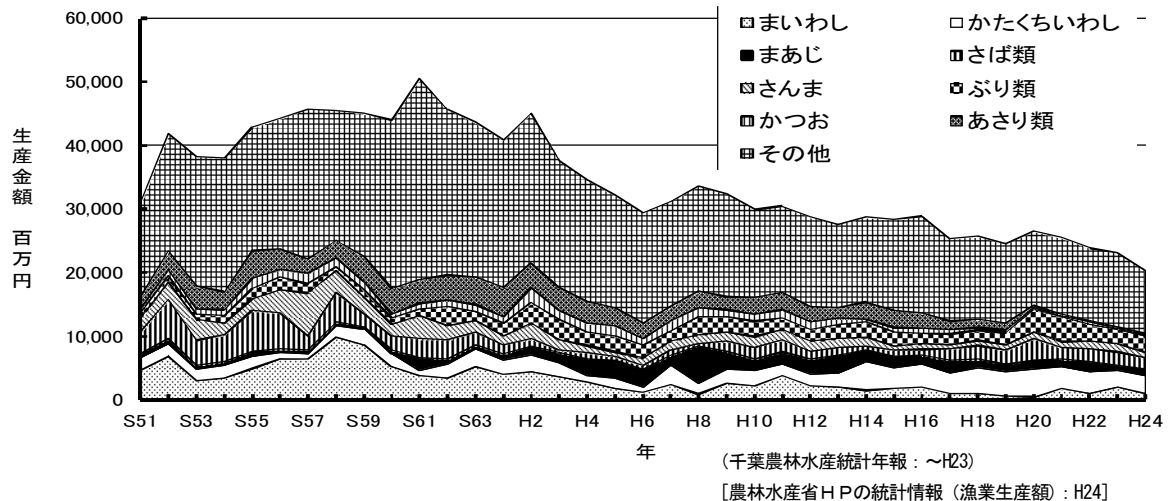


図3 主要魚種別生産金額(属人)の推移

漁業種類別の生産量では、大中型まき網、中小型まき網で全体の約 40%を占め、これに、さんま棒受網、大型定置網が続いている。また、漁業種類別の生産金額では、最新の統計資料はないものの、平成 17 年では、大中型まき網、中小型まき網で全体の約 30%を占めており、これに、その他の釣、その他の刺網、採貝・採藻が続いている。

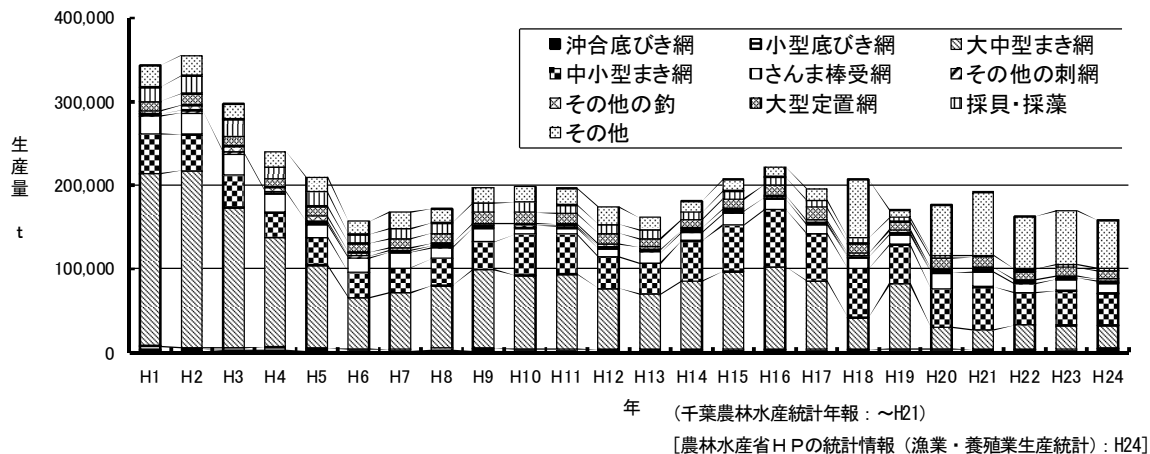


図4 主な漁業種類別生産量（属人）の推移

注：平成18年及び平成20～22年の大中型まき網のうち、2そうまき網は非公表のため、その他に含む。

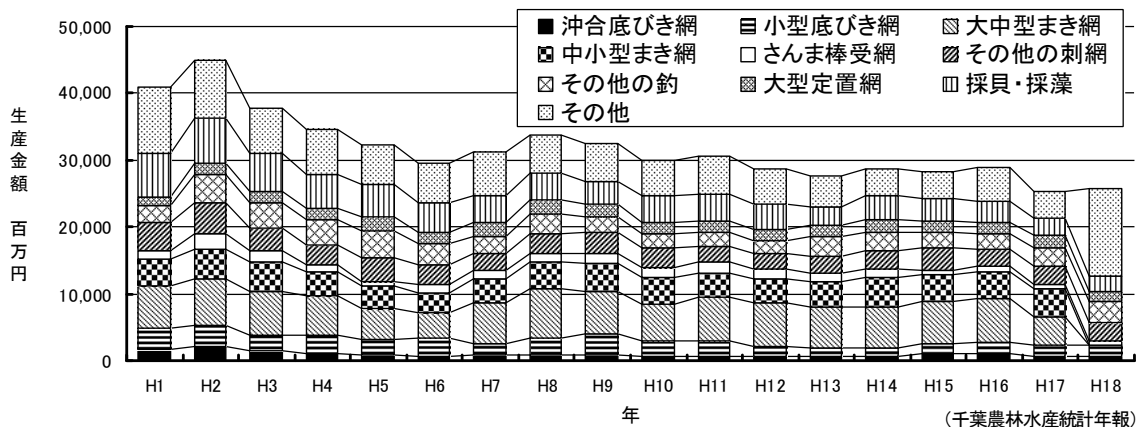


図5 主な漁業種類別生産金額（属人）の推移

注：平成18年の大中型まき網は非公表のため、その他に含む。

漁業経営体数をみると、平成5年に4,962経営体だったものが、平成25年は2,441経営体となっており、約5割の減少となった。

年次	総数	専業	兼業			漁業経営体	
			総数	第1種兼業	第2種兼業	個人経営	団体経営
昭 5 8	6,258	1,734	4,330	2,885	1,445	6,064	194
6 3	5,547	1,522	3,882	2,501	1,381	5,404	143
平 5	4,962	1,322	3,519	1,834	1,685	4,841	121
1 0	4,476	1,251	3,113	1,703	1,410	4,364	112
1 5	3,841	1,309	2,441	1,403	1,038	3,750	91
2 0	3,118	1,604	1,445	793	652	3,049	69
2 5	2,441	1,287	1,094	687	407	2,381	60

表1 漁業経営体数の推移

(漁業センサス)

2 資源管理型漁業の実態

本県では、昭和 63 年以降、資源培養管理対策推進事業により、地先資源の資源管理を推進し、平成 3 年以降は、資源管理型漁業推進総合対策事業により、広域資源の資源管理を推進し、小型魚の保護、休漁日の設定、選択性漁具の導入等の取り組みが行われている。

また、平成 9 年からは、TAC 制度の下で、サンマ、マアジ、マイワシ、サバ類及びスルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成 10 年から地域ごとの資源管理型漁業を推進し、平成 17 年からは、資源回復計画制度の下で、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（平成 15 年 10 月 23 日公表）」、「マサバ太平洋系群資源回復計画（平成 15 年 10 月 23 日公表）」、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画（平成 19 年 3 月 29 日公表）」、「東京湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（平成 19 年 3 月 28 日公表）」に基づき、小型魚の保護、休漁日の設定、漁具の制限等の取り組みが行われている。

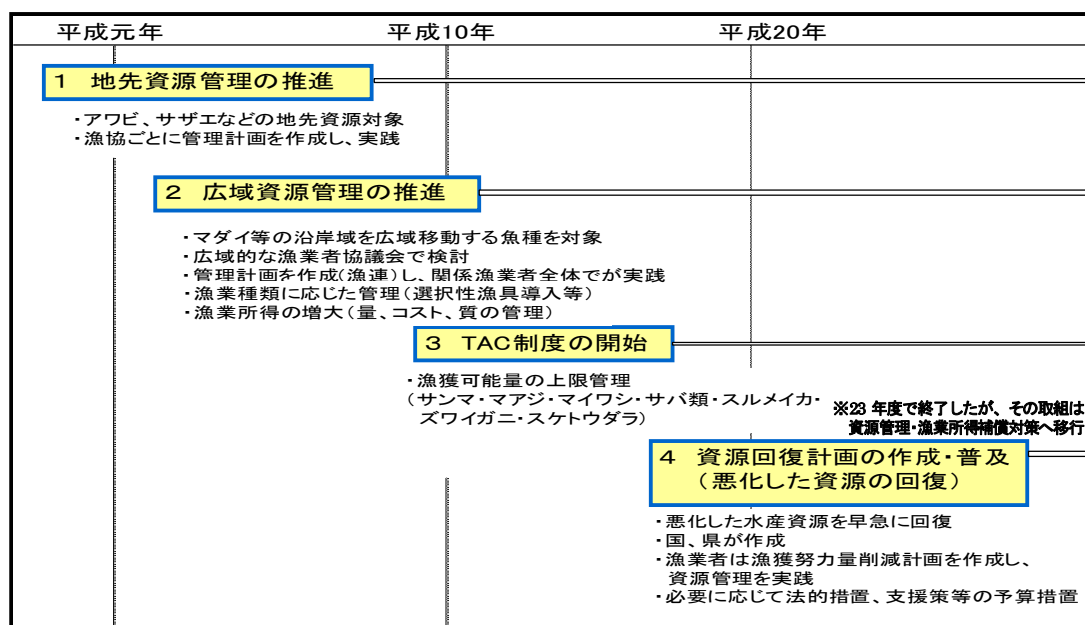


図6 資源管理型漁業推進関係の取組

さらに、沿岸資源の維持及び回復に効果的に寄与する栽培漁業については、栽培対象種のそれぞれの放流目標数量は、マダイ 94 万尾、ヒラメ 88 万尾、マコガレイ 46 万尾、アワビ 160 万個及びクルマエビ 600 万尾であり、概ね安定した放流が実施されている。

なお、マダイ及びヒラメについては、種苗放流を将来にわたり持続的かつ安定的に展開していくことを目的に、平成 17 年度から「負担及び協力金方式」という形で受益者負担制度を導入し、積極的に栽培漁業が推進されている。

3 資源管理型漁業の推進

本県では、千葉県海面漁業調整規則で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる、各種資源管理計画、TAC 管理や各資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づく漁業者の自主的な資源管理の取組を推進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

主要水産資源について、継続的なモニタリングにより資源量や再生産の状況等を把握して資源評価を行い、これらの情報を漁業者等へ提供し、必要な資源管理が的確に実施される体制を整備するとともに、国及び他都県と連携・協力し、資源管理型漁業を推進する。

また、沿岸域における漁況海況情報を漁場調査や海洋観測等により収集し、基礎資料の整備に努めることとする。

さらに、種苗放流は漁業資源の維持増大に大きく貢献することから、魚種毎の放流効果調査を基に、効率的な栽培漁業の実現に取り組むことにより、資源管理の効果が十分に発現するよう相互に連携しつつ推進する。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則、海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 アワビ

(1) 資源の状況

アワビは、主に素潜り漁業、潜水器漁業で漁獲されている。

漁獲量は、昭和44年の842トン peaks に昭和53年以降は減少傾向となり、平成9年に100トンを下回った。その後は79～175トンで推移し、平成24年の漁獲量は141トンである。資源水準は低位、動向は横ばいと考えられる。

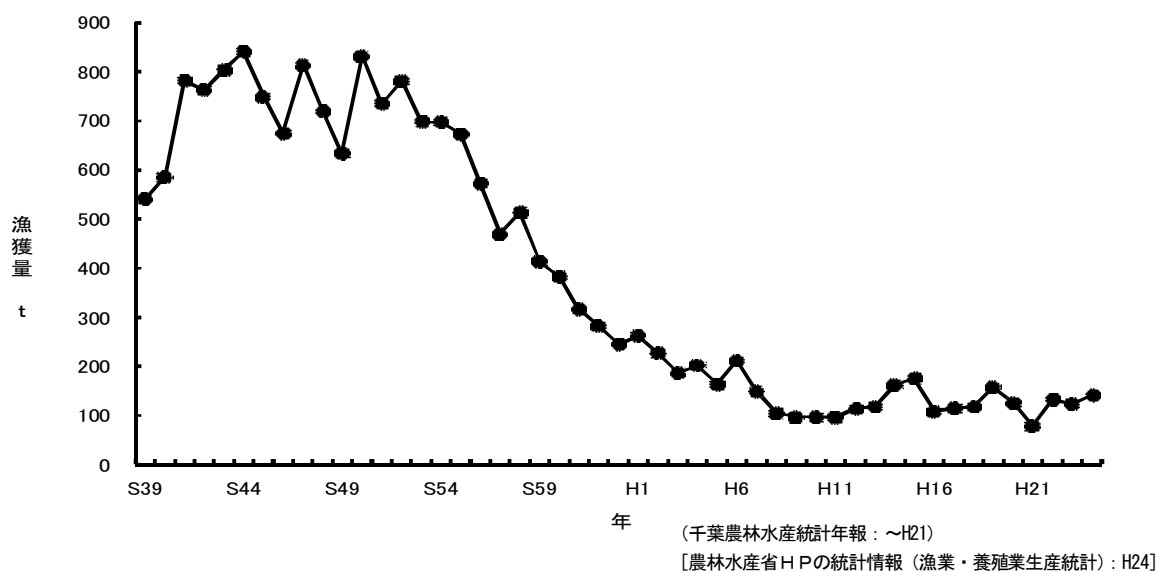


図7 漁獲量の推移（あわび類）

(2) 資源管理目標

資源水準を向上させる。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

①素潜り漁業・潜水器漁業（アワビを目的とするもの）

○休漁期間の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている操業時間の制限、種苗放流、密漁対策、禁漁区及び稚貝保護区の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、潜水器漁業のうち、アワビのみを選択的に漁獲するものではなく、ナミガイ等他の貝類も漁獲対象とした漁業形態をとるものについては、特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。その場合の具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

2 イセエビ

(1) 資源の状況

イセエビは、主にイセエビ刺網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、昭和 39 年以降おおむね増加傾向で、平成 15 年に 416 トンでピークとなった後、204～303 トンで推移し、平成 24 年は 242 トンである。

漁獲量、及び漁獲量と相関があり加入量の指標と考えられる 2 年前のプエルルス幼生着底量の推移から、資源水準は中位、動向は横ばいと考えられる。

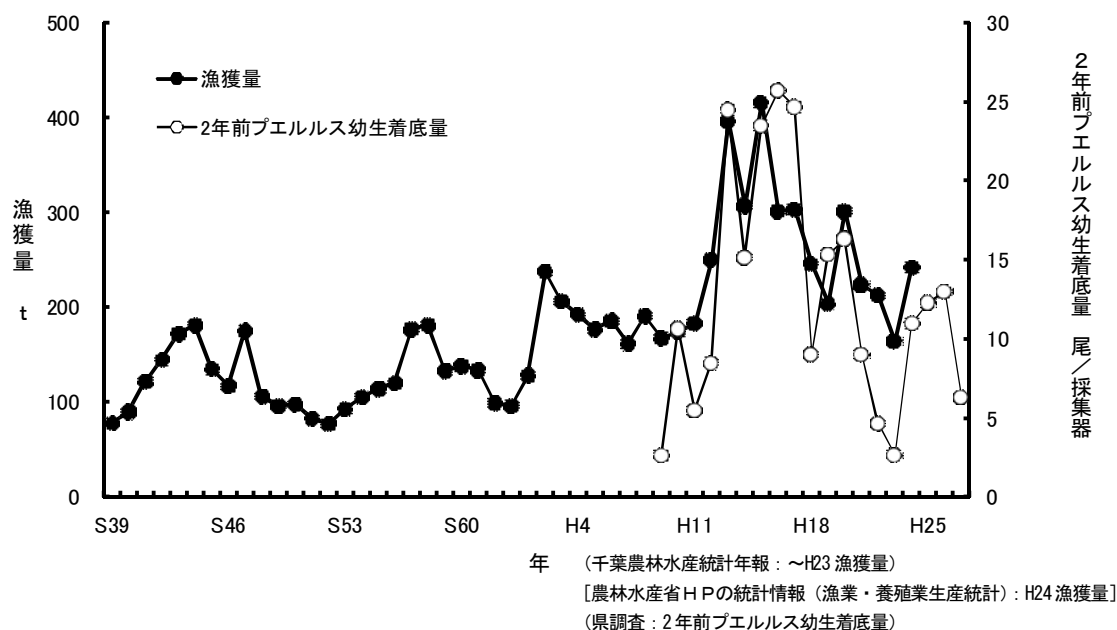


図8 漁獲量及び2年前プエルルス幼生着底量の推移 (いせえび)

(2) 資源管理目標

本県沿岸への幼生の来遊状況に留意しながら、資源水準を維持する。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

①イセエビ刺網漁業

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている漁具 (反数) の制限、作業時間の制限、小型魚の再放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

3 キンメダイ

(1) 資源の状況

キンメダイは、主に立縄漁業で漁獲されている。

漁獲量は、統計を取り始めた昭和44年以降おおむね増加傾向で、平成19年に2,291トンでピークとなった後、減少傾向となり、平成25年は1,144トンである。

(独)水産総合研究センター並びに主要な地域の千葉県、東京都、神奈川県、静岡県及び高知県の一都四県の資源動向調査によると、資源水準は低位で、動向は千葉県や伊豆大島および四国の沿岸漁場では減少、伊豆諸島等の沖合漁場では横ばいと考えられている。

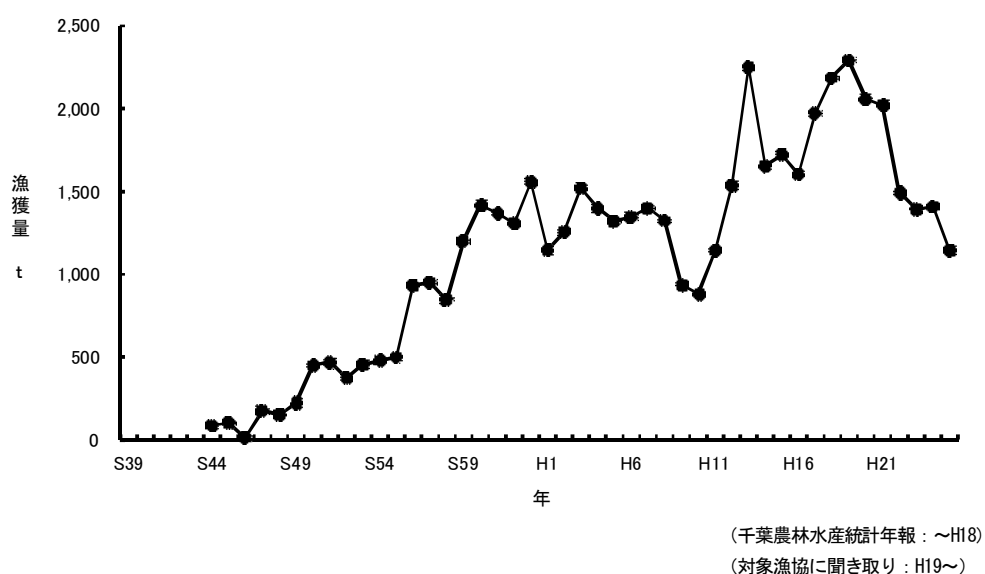


図9 漁獲量の推移 (きんめだい)

(2) 資源管理目標

資源水準の向上を図る。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

①立縄漁法

○漁法の制限 (樽流し漁法の禁止)

○漁具の制限 (針数若しくは縄数の制限)

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている操業時間の制限や太平洋南部キンメダイ資源回復計画 (平成19～23年度) で取り組んできた休漁日の設定、休漁期間の設定、小型魚の再放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

4 サバ類

(1) 資源の状況

サバ類は、主に火光利用さば（サバたもすくい）漁業、敷網（サバ棒受網）漁業、定置網漁業、中型まき網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、昭和40年の10万4千トン、昭和54年の10万2千トンと2回のピークがあったが、その後は減少傾向となり、平成3年に2千トンまで減少した。その後は増加傾向となり、平成20～24年の最近5年間の漁獲量は2万3千～3万8千トンで推移しているが、マサバ資源が豊富であった昭和50年代頃までのような漁獲状況ではない。

国の資源評価によると、マサバ太平洋系群は、2009及び2013年級群の発生により増加傾向にあるが、その資源水準は低位、動向は増加傾向と判断されている。ゴマサバ太平洋系群は、2009年級群の高い加入及び2010、2012年級群の比較的高い加入により、高水準を維持しており、その資源水準は高位、動向は横ばいと判断されている。

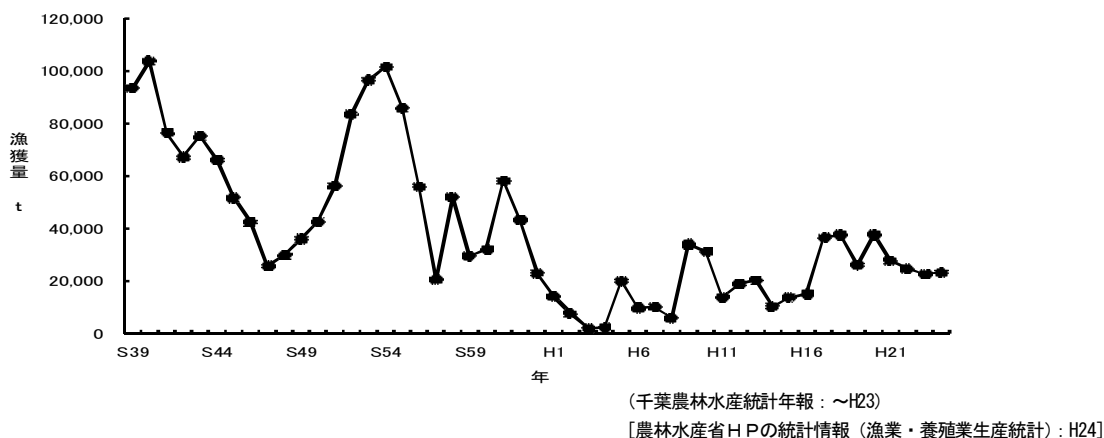


図10 漁獲量の推移（さば類）

(2) 資源管理目標

マサバでは親魚量の確保と未成魚の保護により資源を回復させ、ゴマサバでは資源水準を中位以上に維持する。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則及び許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

①火光利用さば（サバたもすくい）漁業・敷網（サバ棒受網）漁業

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、漁場を一部共有する他都県と協調して資源管理に取り組むよう努める。

なお、定置網及び中型まき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみ資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

5 アナゴ類

(1) 資源の状況

アナゴ類は、主にアナゴ筒漁業、小型機船底びき網漁業で漁獲されている。

全県漁獲量は、平成9年の409トン进行ピークに減少傾向となり、平成23年は124トンである。

また、東京湾A漁協漁獲量は、昭和55年度に279トンのピークがあったが、昭和58年度に49トンと急激に減少した後、平成4年度の161トンまで増加傾向であったが、その後は全県漁獲量同様に減少傾向となり、平成25年度は3トンである。

漁獲量、及び漁獲量の変化と類似した変動傾向を示す1年前の幼魚採捕尾数の推移から、資源水準は低位、動向は減少と考えられる。

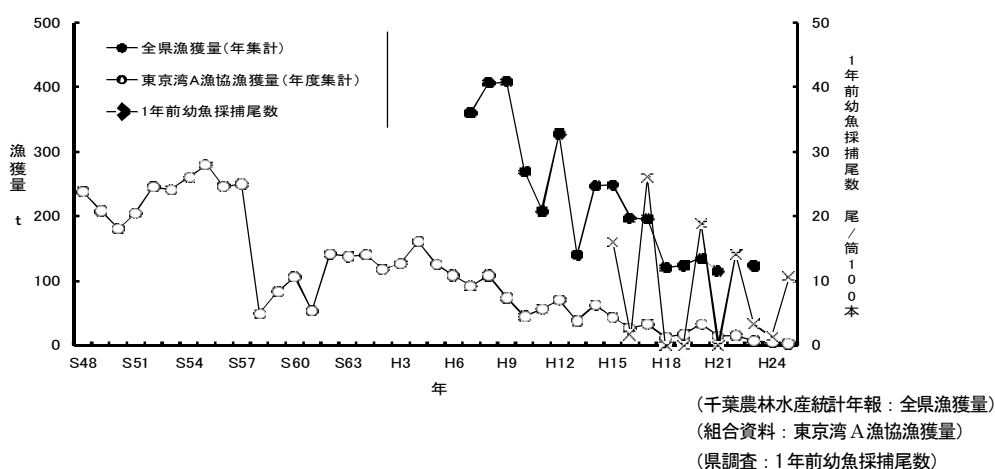


図11 漁獲量及び1年前幼魚採捕尾数の推移(あなご類)

(2) 資源管理目標

特有の産卵生態及び本県沿岸への幼魚の来遊状況に留意しながら、資源水準の向上を図る。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

① アナゴ筒漁業

○ 休漁日の設定

○ 漁具の制限(水抜き穴(小型魚が抜け出る穴)の大きさ)

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の再放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

さらに、漁場を一部共有する他都県とは協調して資源管理に取り組むよう努める。なお、小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみ資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

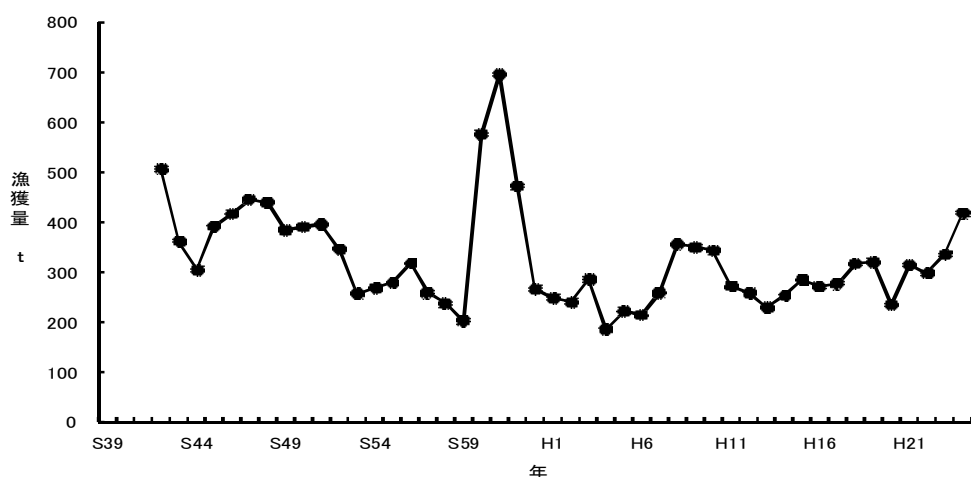
6 ヒラメ

(1) 資源の状況

ヒラメは、主に刺網漁業、つり漁業、小型機船底びき網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、主な漁獲対象である太平洋中部系群に加え、同北部系群の卓越年級群の影響があった昭和 60～62 年には 472～696 トンまで増加したが、その後は 186～356 トンで推移していたが、近年は増加傾向にあり、平成 24 年は 418 トンである。

(独) 水産総合研究センター及び関係県による資源動向調査によると、ヒラメ太平洋中部系群の資源水準は高位、動向は横ばいと判断されている。



(千葉農林水産統計年報：～H23)

[農林水産省HPの統計情報(漁業・養殖業生産統計)：H24]

図12 漁獲量の推移(ひらめ)

(2) 資源管理目標

資源水準を維持する。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

①ヒラメ刺網漁業

○漁獲物制限(小型魚の保護)

○種苗放流

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている漁具の設置時間の制限、幼稚魚保護区の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

なお、つり及び小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみ資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

7 タコ類

(1) 資源の状況

タコ類は、主にたこつぼ漁業で漁獲されている。

漁獲量は変動が大きく、平成10年まで181～625トンで推移していたが、その後は減少傾向となり、平成24年は248トンである。

資源の状況は詳細不明であるが、漁獲量の推移から判断して、減少傾向にあることが懸念される。

なお、大原地区で多く漁獲されているが、これは千葉県以北から南下する資源に依存している。

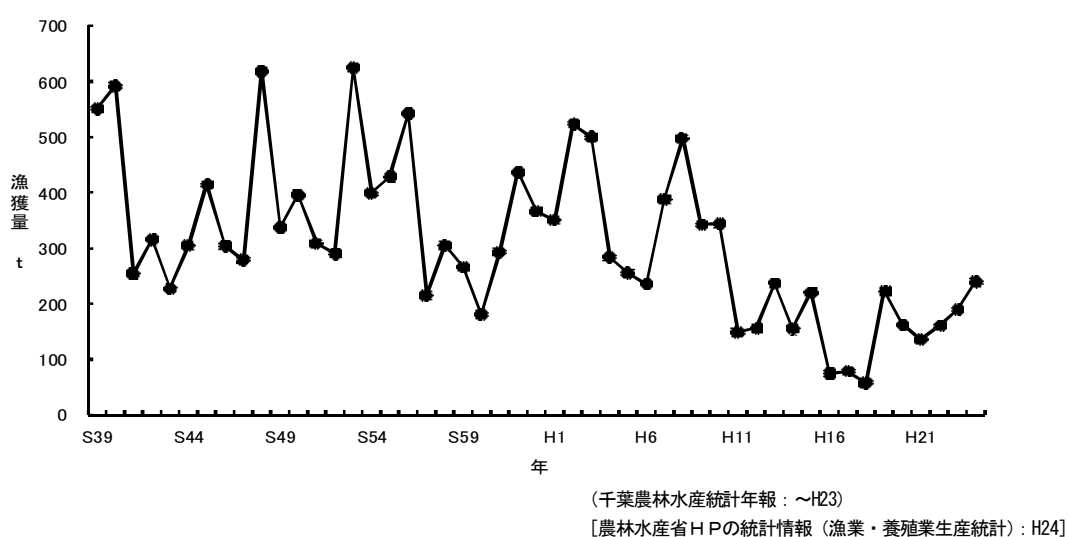


図13 漁獲量の推移（たこ類）

(2) 資源管理目標

本県以北から南下する資源の動向に留意しながら、資源水準の向上を図る。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則及び許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

①たこつぼ漁業

○休漁期間の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている操業区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

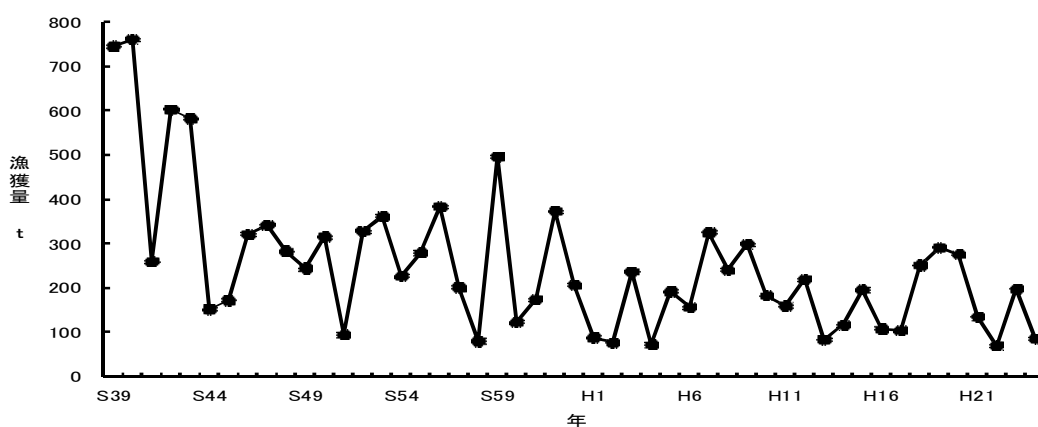
8 クロマグロ

(1) 資源の状況

クロマグロは、主にひき縄漁業、はえなわ漁業、かじき等流し刺し網漁業、定置網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、年による変動が大きく、5カ年平均（平成20～24年）は153トン、最大は平成20年の275トン、最小は平成22年の69トンとなっている。

資源状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、現在、1952～2012年における推定資源量の最低レベルに近いと推定されており、この背景には、親魚資源が減少し、未成魚を中心に漁獲圧が増加していることが考えられる。2012年においては、0歳魚の漁獲が低水準にあり、加入が大幅に低下していることを示唆している可能性がある。現在の資源水準は低位、動向は減少と判断される。



(千葉農林水産統計年報：～H23)

[農林水産省HPの統計情報（漁業・養殖業生産統計）：H24]

図14 漁獲量の推移（クロマグロ）

(2) 資源管理目標

小型魚の保護による親魚量の確保により資源を回復させる。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則等を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。また、太平洋クロマグロは資源水準の低下が顕著となっているため、資源の回復に向けて、強度の資源管理に取り組む必要がある。

①くろまぐろひき縄漁業

○休漁日の設定（強度資源管理）

なお、各漁業の具体的な取り組みについては、漁業実態や漁法の特性から、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみ資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

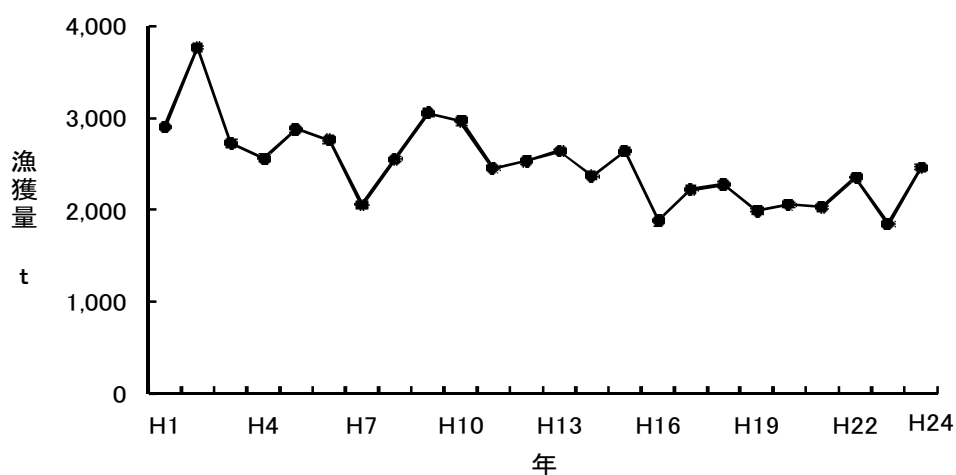
【漁業種類別資源管理】

1 刺網漁業

(1) 漁獲の状況

刺網漁業の漁獲量は、平成 2 年の 3,770 トンをピークに減少傾向となり、その後は 2,000 トン前後で推移し、平成 24 年は 2,464 トンである。

主な対象魚種を漁獲量の 5 か年平均で見ると、ブリ類 29.9%、サザエ 12.9%、イセエビ 10.8%、スズキ類 7.9%、ヒラメ 6.6%となっている。



(千葉農林水産統計年報：～H23)

[農林水産省HPの統計情報（漁業・養殖業生産統計）：H24]

図 15 漁獲量の推移（その他の刺網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に維持するため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、小型魚の保護やヒラメ、マダイ等の種苗放流を行うことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

2 定置網漁業

(1) 漁獲の状況

定置網漁業は、大型定置網と小型定置網に大別される。大型定置網の漁獲量は、平成17年の1万5千トン进行ピークに、近年は1万トン前後で推移している。小型定置網の漁獲量は、年により変動はあるものの、おおむね1,400トン前後で推移している。

定置網漁業では多様な魚種が漁獲されるが、大型定置網の主な対象魚種を漁獲量5か年平均で見ると、サバ類36.2%、カタクチイワシ27.6%、マアジ12.5%、ソウダカツオ類5.8%、ブリ類5.0%等となっている。小型定置網の主な対象魚種を漁獲量の5か年平均で見ると、マアジ21.8%、サバ類19.4%、カタクチイワシ13.6%、ブリ類12.5%、スズキ類5.9%等となっている。

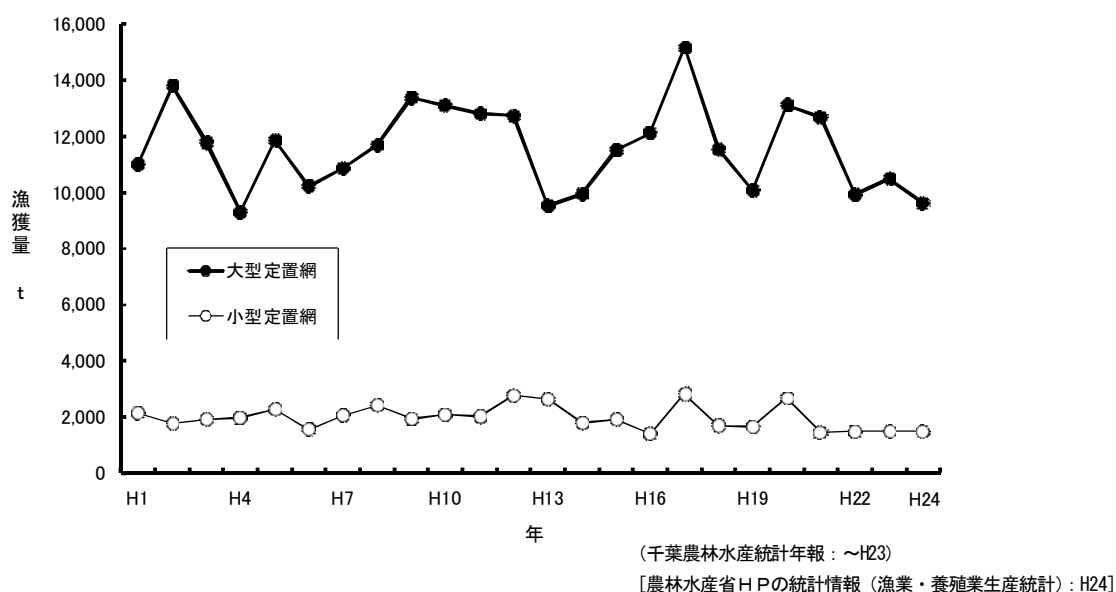


図16 漁獲量の推移(大型定置網、小型定置網)

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に維持するため、漁業調整規則、漁業権行使規則等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁期間の設定

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、太平洋クロマグロを対象に操業する場合には、資源の回復に向け、強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁期間の設定(強度資源管理)

さらに、上記の措置のほか、小型魚の保護やヒラメ、マダイ等の種苗放流を行うことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

3 小型機船底びき網漁業

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業は、銚子地区の板びき網、九十九里地区の貝桁網、東京湾・内房地区の手繰第2種及び第3種に大別され、近年の漁獲量は2,500トン前後で推移している。主な対象魚種は、銚子地区の板びき網がカレイ類、ヒラメ、サルエビ等、九十九里地区の貝桁網漁業がチョウセンハマグリ等の砂浜性貝類、東京湾・内房地区の手繰第2種及び第3種がスズキ、カレイ類等の魚類、トリガイ等の貝類、イカ類、エビ類である。

主な対象魚種を漁獲量の5か年平均で見ると、スズキ類46.4%、カレイ類8.9%となっている。

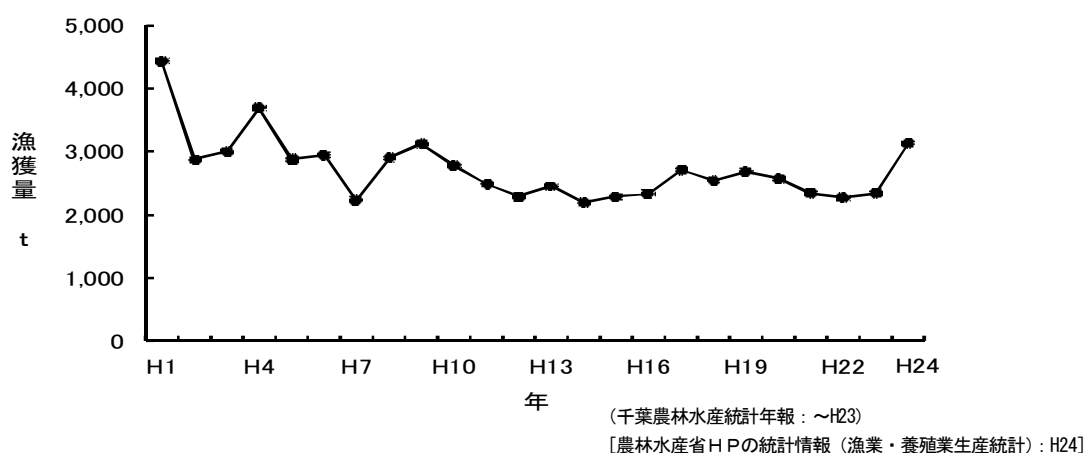


図17 漁獲量の推移(小型底びき網)

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に維持するため、漁業調整規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

【銚子地区】

- 漁具の制限 (網口開口板の面積) (魚捕部の上下二段構造) ※小型機船底びき網漁業(板びき網漁業)の許可及び起業の認可方針の一部改正(平成14年8月15日施行)

- 種苗放流

【内房地区・東京湾地区】

- 休漁日の設定

- 種苗放流

また、上記の措置のほか、ヒラメ、マダイ、マコガレイの種苗放流や海底清掃等の漁場環境保全を行うことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

東京湾地区では、東京湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画(平成19～23年度)で取り組んできた禁漁区の設定や操業規制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、漁場を一部共有する神奈川県とは協調して資源管理に取り組むよう努める。

4 まき網漁業

(1) 漁獲の状況

中小型まき網漁業の漁獲量は、カタクチイワシ資源の増大により、平成16年に6万9千トンのピークがあったが、その後同資源の減少により、平成24年の漁獲量は3万8千トンとなっている。

主な対象魚種を漁獲量の5か年平均で見ると、カタクチイワシ72.3%、ブリ類9.5%、マイワシ6.5%、サバ類3.1%、マアジ2.4%、コノシロ2.1%となっている。

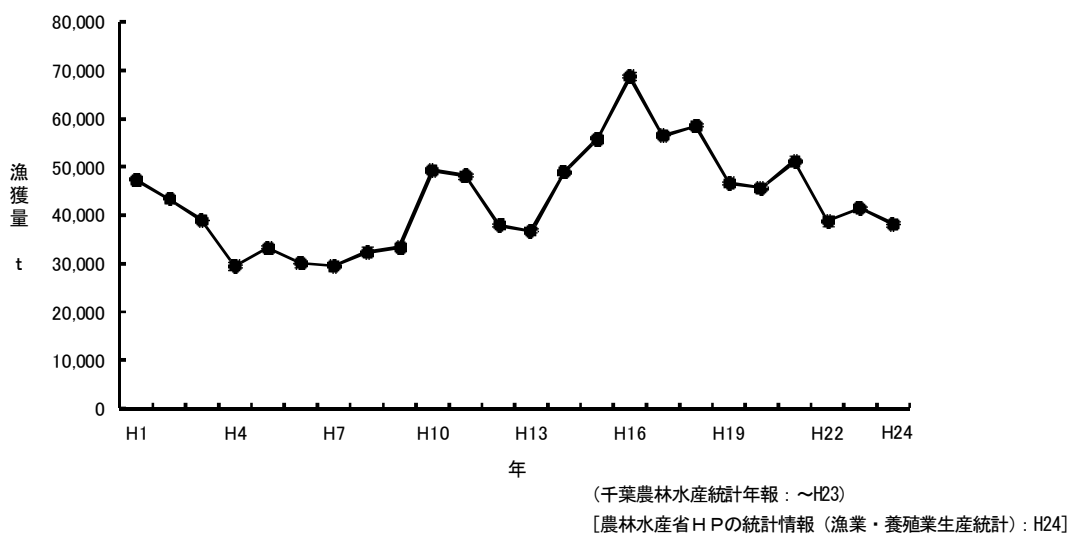


図18 漁獲量の推移(中・小型まき網)

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に維持するため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁(定期休漁又は期間休漁)

○種苗放流

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている操業の時期・時間・区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5 船びき網漁業

(1) 漁獲の状況

船びき網漁業の漁獲量は、平成5年の1,946トン进行ピークに減少傾向となり、平成16年に206トンまで減少したが、その後は増加傾向となり、平成24年は347トンである。

主な対象魚種を漁獲量の5か年平均で見ると、カタクチイワシが54.2%と全体の5割以上を占めている。

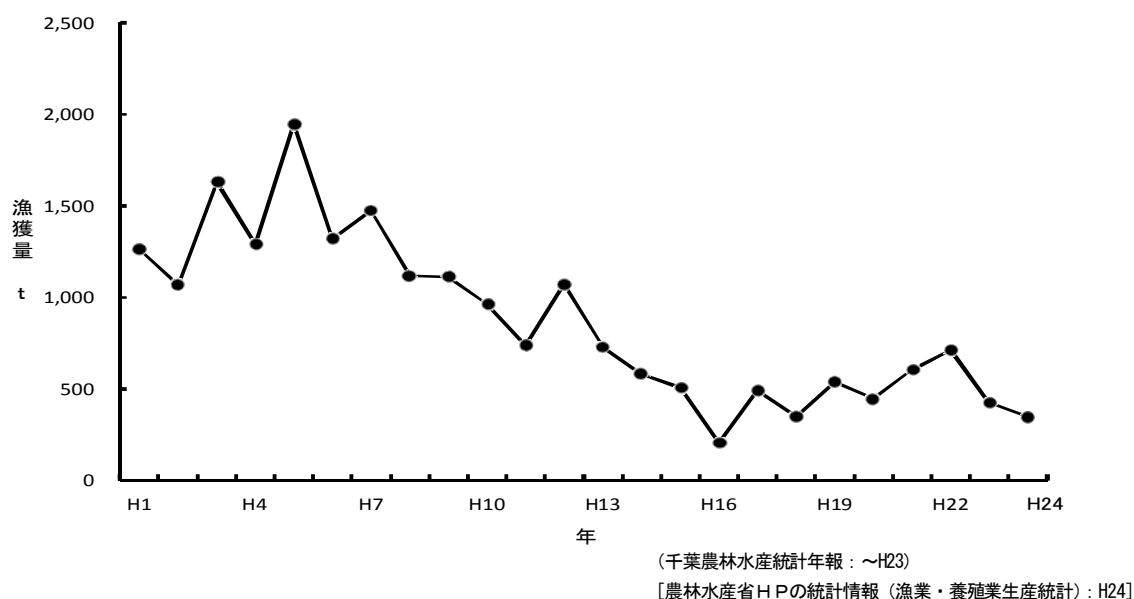


図19 漁獲量の推移（船びき網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている漁具の制限（網目の大きさ）、操業区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

6 はえなわ漁業

(1) 漁獲の状況

はえなわ漁業の漁獲量は、平成元年の 2,021 トンから減少傾向となり、平成 16 年に 215 トンまで減少したが、その後は増加傾向となり、平成 24 年は 440 トンである。

主な対象魚種を漁獲量の 5 か年平均で見ると、マカジキ 23.4%、メバチ 22.9%、クロマグロ 6.6%、サバ類 6.3%、キハダ 5.8%となっている。

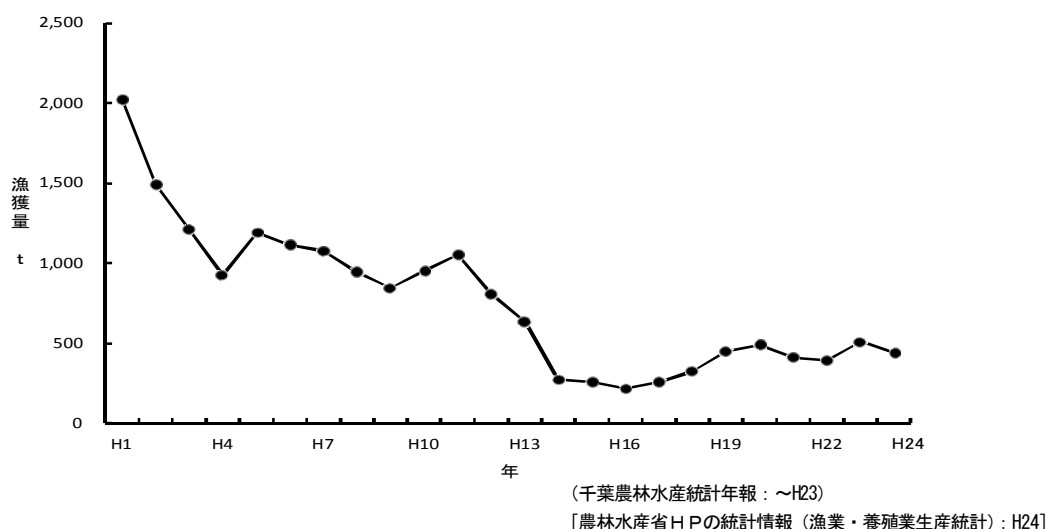


図 20 漁獲量の推移（沿岸まぐろはえなわ及びその他のはえなわの合計）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、資源の回復に向け、太平洋クロマグロを対象に操業する場合には強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日の設定（強度資源管理）

さらに、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の保護等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

7 つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業の漁獲量は、平成5年に9,072トンのピークがあり、その後増減を繰り返しながら、平成24年に3,280トンまで減少した。

主な対象魚種は、カツオ、スルメイカ、サバ類、ヒラメ、クロマグロ等であり、一本つり、ひき縄等により様々な魚種を漁獲している。

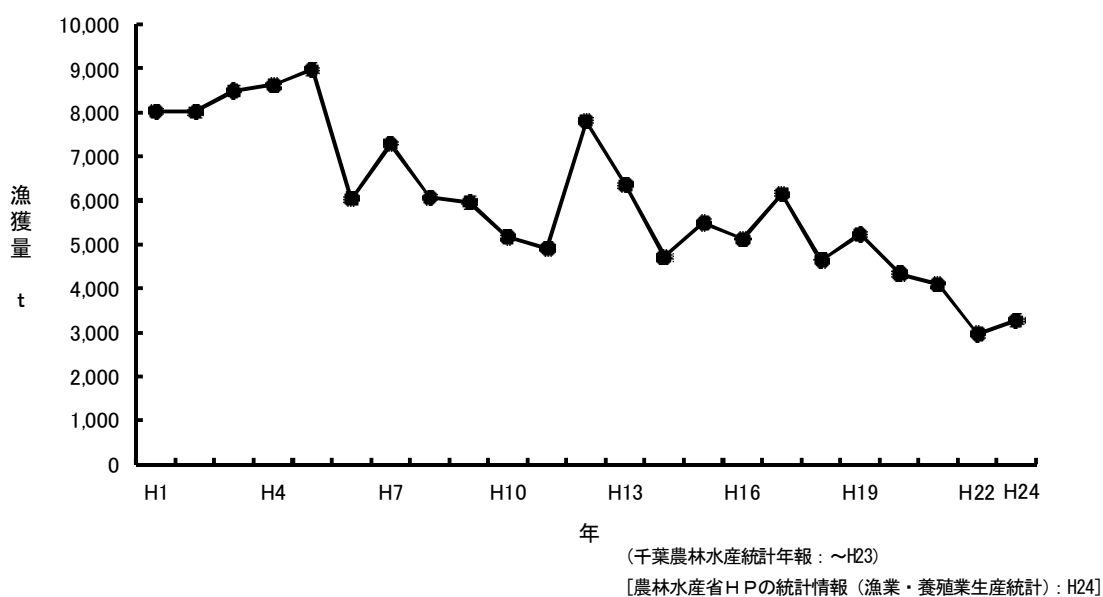


図21 漁獲量の推移（沿岸いか釣、ひき縄釣及びその他の釣の合計）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

○種苗放流（ヒラメ）

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、太平洋クロマグロを対象に操業する場合には、資源の回復に向け、強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日の設定（強度資源管理）

さらに、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の保護、操業時間の制限（スルメイカ）等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

8 潜水器漁業

(1) 漁獲の状況

潜水器漁業の漁獲量は、平成 13 年に 4,937 トンのピークがあり、平成 16 年に 951 トンと急激に減少した後、358~1,241 トンで推移し、平成 25 年は 1,216 トンである。

主な対象魚種は、ナミガイ（通称シロミル）、アサリ、ウチムラサキ、ミルクイ、アワビ類等であり、対象魚種の資源状況に応じて様々な魚種を漁獲している。

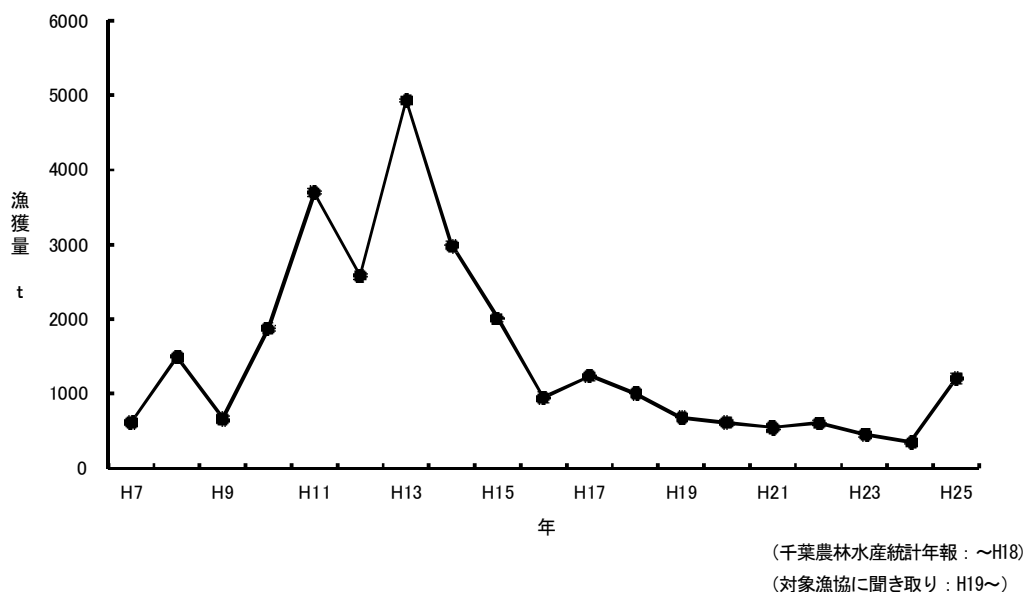


図 22 漁獲量の推移（潜水器漁業）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型貝の保護、操業時期・区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

第3 その他

(1) 履行確認について

本資源管理指針に従い、関係する漁業者や漁業協同組合が資源管理計画を定めた場合は、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、千葉県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲管理情報処理システムも合わせて活用することとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(2) その他

本指針に記載している資源管理措置以外に、漁業者が自主的に行っている資源管理、種苗放流、漁場環境保全活動等についても、引き続き実施するものとする。

また、平成 25 年 12 月に「千葉県農林水産業振興計画」を策定し、資源管理型漁業の促進、効果的な栽培漁業の実現及び効果的かつ効率的な漁場整備等に取り組んでいるところである。

(別紙)

資源管理措置の履行確認手段について

漁業者が行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

記

資源管理措置	履行確認手段
休漁	漁業者作成の操業日誌 市場荷受伝票 漁協仕切伝票
係船休漁	停泊時写真
漁具制限	漁具、操業設備の写真
漁法制限	漁船設備の写真
漁獲物制限 (小型魚の保護)	市場や漁協の再放流データ 操業日誌 市場水揚伝票
種苗放流	種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ヒラメ・マダイ協力負担金支出証拠書類 種苗放流、中間育成、種苗放流効果調査に参加した証拠書類